

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	30	担当課	建築住宅課
法令名	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	根拠条項	第24条第1項、第2項	不利益処分の種類	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の取消し	
(登録の取消し)						
第二十四条 都道府県知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条の登録を取り消さなければならない。						
一 第十一条第一項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。						
二 不正な手段により第八条の登録を受けたとき。						
2 都道府県知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条の登録を取り消すことができる。						
一 第十二条第一項の規定に違反したとき。						
二 前条の規定による指示に違反したとき。						